

平成 25 年（ワ）第 46 号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか 8 2 1 名

被 告 東京電力株式会社、国

2 0 1 4（平成 2 6）年 1 2 月 2 6 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準 備 書 面（20）

本件における被侵害利益と請求（慰謝料等）の内容

原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝



代

同 広 田 次 男



代

同 鈴 木 堯 博



代

同 清 水 洋



代

同 米 倉 勉



代

同 坂 田 洋 介



代

同 渡 辺 淑 彦



代

外

第1 本件における被侵害利益（違法性）

1 平穏生活権

本件事故において侵害された「権利又は法律上保護される利益」（民法 709 条、以下「被侵害利益」または「保護法益」という）は、「平穏生活権」と呼ばれる人格権であり、本件事故以来、現在に至るまで、その侵害が継続しており、さらには今後も長期にわたって、原告らの平穏生活権が侵害されることが予想される。

いかなる保護法益が侵害されたか、すなわちどのような違法性が認められるかの内容如何は、損害の把握の仕方や、損害の算定評価における判断に影響を及ぼす。侵害される権利・法益の性質が重大であり、あるいは広範な保護法益の侵害が認められる時、すなわち違法性が重大である場合には、これによって発生する損害も重大であり、その損害額の算定においても高額なものと認定されるべきだからである。以下、そのような趣旨から、本件における被侵害利益の内容について詳述する。

2 平穏生活権の対象範囲

(1) 平穏生活権の種類

判例学説上「平穏生活権」と呼ばれる人格的利益は、様々な内容のものを内包していて、ひとつではなく、いくつかの種類が観念できるとされている（吉村良一『平穏生活権』の意義）行政と国民の権利（法律文化社）232 頁以下、吉村良一「福島第一原発事故被害賠償をめぐる法的課題」法律時報 86 巻 2 号、大塚直「環境訴訟における保護法益の主観性と公共性・序説」法律時報 82 巻 11 号 116 頁以下）。

1 つはプライバシーや騒音、さらには葬儀場の設営などによって、精神的な性質を持つ権利・法益（精神的平穏）が侵害される場合の平穏生活権である。この精神的な平穏生活権が認められた判例としては、プライバシーの権利を「私生活の平穏」として、人格権としての保護を認めた事例として神戸地尼崎支決平成 9・2・12（判時 1604 号 127 頁）、東京地判平成 10・11・30（判時 1686 号 68 頁）、東京地判平成 9・6・23（判時 1618 号 97 頁）などがあり、騒音公害として横田基地騒音訴訟控訴審判決（東京高判昭和 62・7・15 判時 1245 号 3 頁）がある。さらに葬儀場による平穏な日常生活を営む権利の侵害を認めた判例として京都地判平成平成 20・9・16 がある（上告審で破棄）。

もう 1 つは、廃棄物処分場の差止請求など、生命・身体・健康と結びついた平穏に関する権利としての平穏生活権である。その代表的な判例として、仙台地判平成 4・2・28 判時 1429 号 109 号がある。ここでは、身体

権である身体・健康そのものとは区別されたものとして、「人格権の一種としての平穩生活権の一環として」の権利侵害が認められている。同種の判断として、熊本地判平成7・10・31判時1569号101頁、福岡地田川支決平成12・3・26判時1662号131頁などがある。

(2) 本件における平穩生活権—身体権に直結した平穩生活権

本件における平穩生活権は、主要には、「身体権に直結した平穩生活権」である。

身体権に直結した平穩生活権は、生命、身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穩や平穩な生活を侵害されない権利という精神的な人格権であり、身体権に準じた重要性を有する。

当該加害行為によって、健康被害すなわち身体・生命の侵害が現に生じ、あるいはその影響が生じているのであれば、それは身体権侵害や生命侵害として評価されることになる。しかし、その加害行為によって健康被害そのものは生じていない（現に生じているという証明はされていない）けれども、生命、身体に対する侵害の危険があり、そのような危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的な平穩や平穩な生活が害されている時には、これを身体権侵害や生命侵害ではなく、平穩生活権の侵害として評価されることになる。

そのような評価と法的保護が求められる理由は、身体・生命という法益が人間の尊厳という根源的価値に直結する重大性を持つこと、そしてこれが一旦侵害されてしまった場合には、もはや取り返しがつかないこと、さらにはそのような性質から、被害者の受ける危機感が重大であるという、この権利の性格による。そこで、健康被害が未だ生じていなくても、その前段階で、これを平穩生活権侵害という独自の法益侵害として保護することが求められるのである。

(3) 本件における身体権に直結した平穩生活権の侵害状況

本件における原告らは、本件事故によって環境に放出された放射性物質により、自然放射線量率を大きく上回る放射線量率が計測されているいわき市内で、今も、そして今後も継続して、毎日の生活を送ることを余儀なくされている。既に詳述してきたとおり、放射線の人体に対する晩発性の影響は、100ミリシーベルトを下回るといっても線量に比例して影響が及ぶというLNTモデル（直線しきい値なしモデル）が広島・長崎被爆者の統計的研究（放射線影響研究所）の結論であり、国際放射線防護委員会（ICRP）の公的な見解でもある。これに対する様々な学説・見解が並立しているとしても、健康に対する悪影響の可能性があるという事実は否定

できない。そこに、原告らいわき市民の不安とストレスの原因があるのであって、学説・見解の併存は、不安材料になっても、安心材料にはならないのである。

次に、本件事故直後の時期における被ばくは、その後の現在に至る長期的な被ばくの水準とも異なる、さらに深刻な精神的負担を与えるものであって、身体権に直結した平穩生活権の侵害としての程度は一層大きい。本件事故直後の時期は、空間放射線量率が高く、危険が大きい状況であったことが事後的に明らかになった。そのような中で戸外での避難行動や給水活動などに従事した原告らは、その間の被ばくの影響に対して、身体権に直結した平穩生活権の侵害を受けている。他方で、本件事故直後の時期においては、放射線量率やその地域的傾向などについての情報、避難すべき経路や場所についての情報などが一切なく、原告らは強い不安を抱えたまま、各自の判断での避難行動をとり、あるいは避難しないという行動をするほかはなかった。こうした不安は、まさに身体権に直結した平穩生活権を侵害する事態であり、これによる精神的被害は深刻であった。

3 避難者訴訟における「包括的平穩生活権」との関係

(1) 避難者訴訟

これに対して、御庁平成 24 年 (ワ) 第 213 号、平成 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号「福島原発避難者損害賠償請求事件」(原告早川篤雄外 354 名)では(以下「避難者訴訟」という)、このような身体権に直結した平穩生活権ではなく、「包括的生活利益としての平穩生活権」(包括的平穩生活権)の侵害が問われている。上記の学説状況によれば、精神的な平穩生活権に関連する。

避難者訴訟における被害は、元の居住地からの避難を強いられることより、その日常生活(家庭生活、地域生活、職業生活など)の全般が、根こそぎ全面的に奪われることを特徴としている。全住民の避難によって、当該地域の地域社会・コミュニティ全体が破壊されるからであり、これによって全住民は、社会生活・日常生活の全般を侵害された。このような被害の実相を示す加害行為による被侵害利益は、平穩生活権の中でも、特に「包括的生活利益としての平穩生活権(包括的平穩生活権)」と表現されるものである(淡路剛久「法律時報」2014年4月号(86巻4号)・『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と損害—福島原発事故賠償問題研究会・連載の序論を兼ねて)。

(2) 2つの価値の関係

本件の身体権に直結した平穩生活権と、避難者訴訟における包括的平

穏生活権は、人格の尊厳（憲法 13 条）や生存権（憲法 25 条）という水準で通底・共通しており、いずれも人格権である平穏生活権に属するが、上記のとおり、その内容ないし対象の範囲を異にしている。

(3) 2つの価値の矛盾衝突と選択の強要

ところで、そもそも人間は誰しも、生命・身体に対する侵害を受けず、かつ包括的・全般的な平穏な生活を送る権利を有している。つまり、健康（身体）を脅かされることなく、社会生活（日常生活）を送ることが当然であって、そこでは包括的平穏生活権と身体権に直結した平穏生活権の両方が、同時に保障されているはずである。

ところが、避難者訴訟における原告らは、本件事故による放射性物質の放出・拡散により、それまでの居住地域で生活を続けられ、生命・身体への侵害を余儀なくされる虞があるため、避難行動を強いられ、よって包括的平穏生活権を侵害されることとなった。すなわち、身体・生命の安全を確保するために、日常生活・社会生活の全般（包括的平穏生活権）を犠牲にするという、理不尽な価値の選択を強いられたのである。身体・生命の安全は、その性質上、事後的回復が不可能であるから、原告らを含む避難区域の住民らは、事故の発生によってそのような価値選択をするより他、選択の余地がなかったのである。

一方、本件訴訟の原告ら住民は、政府が年間 20 ミリシーベルトの積算放射線量という基準によって避難区域を設定したので、さしあたり避難を強制されることはなかったが、いわき市周辺地域は、年間 20 ミリシーベルトの線量に至らなくとも、自然放射線量率を大きく上回る放射線被ばくを余儀なくされる状況にある。したがって原告らは、やはり生命・身体への侵害（影響）への虞を感じながら生活している。もし、同原告らがそのような生命・身体への危険を避ける方を優先すれば、避難行動をとらざるを得ず、その結果として日常生活・社会生活の断絶、すなわち包括的平穏生活権の侵害を被ることになる。現に本件事故発生の直後の時期には、数週間あるいは数ヶ月にわたる、一時的避難行動をとったいわき市民は極めて多数にのぼる。

このように、本件事故による放射性物質の漏洩・拡散は、身体権に直結した平穏生活権と包括的平穏生活権という、本来その両方を享受できるはずの権利法益のうちいずれか一方しか享受できないという事態を招来し、もう一方の保護法益を侵害している。そのようにして、避難区域とそれ以外といういずれの地域についても、そこに居住する住民らに対して、2つの価値のうち一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いているのである。

(4) 自己決定権の侵害

そうすると、このように、身体権に直結した平穩生活権と包括的平穩生活権という本来その両方を享受できるはずの権利法益のうち、一方を選択し、他方を犠牲にするという価値選択を強いられていること自体が、自己決定権という人格的権利の侵害でもある。

すなわち、本件原告らは身体権に直結した平穩生活権の侵害と同時に、自己決定権をも侵害されている。他方で避難者訴訟の原告らは、包括的平穩生活権の侵害と同時に、自己決定権を侵害されているのである。

ちなみに、低線量被ばくによる被害は、その性質上自らの「移動によって危険を避け得るが故に悩み、自責感も増す」（小西聖子：臨床精神医学 vol.40、No.11）という特徴があり、まさに自己決定権の侵害という側面を示している。

4 本件における包括的平穩生活権侵害

(1) 被害の複合性—包括的平穩生活権の侵害

本件における被侵害利益は、主要には、上記のとおり身体権に直結した平穩生活権であるが、いわき市全域という広い被害地域において、実際に侵害された権利・法益の実相は複合的であり、そこでは同時に包括的平穩生活権の侵害も生じている。

本件事故によって放射性物質が漏出し、拡散したことにより、いわき市周辺の地域は、地域全体が「放射能汚染」といわれる事態、すなわちその環境が全般的に放射性物質によって汚染されているという事態に至っている。このような事態は、上述のような、そこに居住する市民に対する身体権に接続する平穩生活権の侵害を生じるだけではなく、それ以外にも以下のとおり様々な被害を及ぼしていて、そこでの侵害利益は、包括的生活利益としての平穩生活権をも含んでいる。

ア 地域力の低下

第1に、いわき市全体に及ぶ「地域力の低下」というべき侵害である。すなわち、上記のとおり低線量被ばくがもたらす不安、科学的不確実性は、原告らが暮らしているいわき市での広範な社会生活に、様々な実質的な影響を及ぼしている。その顕著な現れとして、農業や漁業、観光業などの様々な産業において、深刻な営業不振と減収という経済的な打撃が続いている。

また、そうした実態が示すとおり、いわき市の状況に対する外部からの見方は、放射能汚染地域という評価を払拭できず、様々な偏見や差別的取り扱いなどの社会的影響が継続している。

さらにそうした社会的影響、経済的影響が覆っている地域での市民の生活には、そうした実情が常につきまとう暗然とした心情が離れない。こうした心理的影響は、広い範囲で原告らの日常生活の底面に広がったまま、重い作用を及ぼし続けている。

これらの社会的・経済的・心理的影響は、相互に作用し合って、地域力の低下ともいうべき継続的な被害を日々原告らに与えており、社会生活全般が侵害されている。これらの影響は、身体権に直結した平穩生活権の侵害ではなく、包括的平穩生活権そのものである。

イ 生活の変容

第2に、原告らは可及的に放射線被ばくの程度を少なくするために、日常生活を様々なところで制約している。原告らはいずれも、海浜や山野に臨んでのレジャーを回避し、自然の恵みである山菜などや家庭菜園の収穫という喜びを放棄している。子ども達は、自由な外遊びすら制約されている。

ウ 社会的差別

第3に、身体権に接続する平穩生活権の侵害に加えて生じている、これらの様々な影響によって、中でも上記の社会的影響によって、教育・就業・結婚などの様々な場面における、外部からの差別的処遇が懸念されていることである。

これらの諸々の被害は、包括的平穩生活権の侵害といえるものであり、その意味では、本件における法益侵害も、身体権に接続する平穩生活権を中心としつつ、包括的平穩生活権の侵害をも併発していると評価されなければならない。

(2) 地域社会の機能低下—深刻な二重被害

上記のとおり、広範ないわき市の中においては、除染の困難な山間部を中心に、地域によって、いわき市全体に及んでいる地域力の低下というべき事態を超えて、地域社会の機能を一層低下させる深刻な被害を生じている。農業生産への被害のほか、山林からの生産物が打撃を受けていることで、若年層の流出によって人口が減少したまま回復せず、小売業などの営業や流通も衰退し、地域社会が機能を大きく低下させている。

このようにして、残っている高齢者らの居住者は、地域にとどまりながらも、地域（故郷）を毀損されたに等しい事態に陥っているのである。かかる状況は、まさに包括的生活利益としての平穩生活権が侵害されているものと認められる。

加えて、かかる状態に至った原因は上記のとおり、当該地域が比較的高

い空間線量率の放射線による被ばくを受けているからであり、そこにとどまって生活している原告らは、身体権に直結した平穩生活権の侵害と、包括的平穩生活権の侵害という2つの被害を、同時に蒙っているのが特徴であり、深刻な二重の被害というべき状況である。

以上